

## ②身体的拘束等の適正化の推進

★ 対象サービス…（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

【令和7年度から義務化】

短期入所系サービス、多機能系サービス

【居宅介護支援、訪問・通所系サービス、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）特定福祉用具販売】

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられました。

サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための身体拘束に関し、身体的拘束等の適正化に係る措置として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までは努力義務となっていました。令和7年4月1日からは義務化となっています。

介護保険指定基準上、介護老人福祉施設等における身体的拘束等は**原則禁止**されており、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の**生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合**」にのみ、身体的拘束等が認められています。

### ＜緊急やむを得ない場合の対応＞

#### 1 以下の3つの要件を全て満たすことが必要

【**切迫性**】入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【**非代替性**】身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【**一時性**】身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### 2 慎重な手続に沿って行うこと

- （1）担当のスタッフなど、限られた関係者で必要性を検討するのではなく、「身体的拘束廃止委員会」など**施設全体としての組織的判断**を行う。
- （2）利用者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り**詳細に説明し、十分な理解を得る**よう努める。
- （3）「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを**常に観察、再検討**し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

### 3 身体的拘束等に関する記録をすること

- (1) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (2) 日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次記録し、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

平成 30 年 4 月の制度改正・報酬改定では、**拘束の有無にかかわらず**「身体的拘束等の適正化を図ることを目的とした委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」等の実施が、一部のサービスで義務化されました。実施していない事実が生じた場合、入所者（入居者）全員について、所定単位数から減算されることとなります。体制の不備等により指摘を受ける事業所が見受けられますので、適切な実施をお願いします。

なお、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会等の措置を講じる必要のあるサービスにつきましては、42 ページのチェックシートをご活用ください。

令和 6 年 4 月 1 日から義務化された事項は以下のとおりとなります。

## ア 短期入所系サービス、多機能系サービス

### (ア) 概要

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、次の措置を講じる必要があります。

### (イ) 要件

- a 身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- b 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- c 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- d 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に 2 回以上実施すること。

### (参考)

- ・介護保険事業所における身体拘束等の適正化の推進

URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s012536.html>

**※「身体拘束等の適正化のための指針」のひな形を掲載**

### (ウ) 減算

身体拘束廃止未実施減算

上記 a ～ d の要件がどれか 1 つでも欠けると減算が適用されます。

- ・減算単位：所定単位数の 100 分の 1 相当（利用者全員について対象）
- ・減算期間：事実が生じた月の翌月～改善が認められた月まで
- ・減算の場合の対応：速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告する。

経過措置により、R 7. 3. 31 までの間、減算は適用されません。(※終了)

## イ 居宅介護支援、訪問・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

概要：やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。（令和6年4月1日より適用）

減算：適用なし

### （参考）根拠法令等 ※認知症対応型共同生活介護の場合

#### **H18 厚労令 34**（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第 97 条 1～4（略）

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 **身体的拘束等の適正化のための指針**を整備すること。
  - 三 介護従業者その他の従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施**すること。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
  - 一 外部の者による評価
  - 二 第百八条において準用する第三十四条第一項に規定する運営推進会議における評価

#### <解釈>

##### **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第7項第1号）**

「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運

営することとして差し支えない。

また、身体的拘束適正化検討委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

#### **身体的拘束等の適正化のための指針（第7項第2号）**

指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

#### **身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第7項第3号）**

介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事

業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

#### **H18 厚労告 126 別表 5**

注２ イについて、別に厚生労働大臣が定める基準（指定地域密着型サービス基準第 97 条第 6 項及び第 7 項に規定する基準に適合していること）を満たさない場合は、身体的拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### **H18 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 6（2）**

身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第 97 条第 6 項の記録（同条第 5 項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第 7 項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

#### **<介護保険施設等における「身体拘束ゼロ宣言」について>**

身体拘束廃止の推進に当っては、身体拘束廃止の意識を強く持ち、取組を継続することが重要です。静岡県では、介護保険施設等に「身体拘束ゼロ宣言」を呼びかけています。

詳細については、下記の静岡県福祉指導課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushijigyoshashido/1002968/1023359.html>

（静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 電話：054-221-2531）

#### **（参考）「身体拘束ゼロへの手引き」**

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushijigyoshashido/1002968/1052129.html>

（静岡県ホームページ）

身体拘束に関するアンケート調査結果の「2 結果の概要」の（3）に掲載されています。

身体的拘束等の適正化チェックシート

| 項目                            | 内容                                                                                                    | チェック |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 身体拘束 0 宣言                   | 宣言をしている                                                                                               |      |
| 2 身体的拘束等を行う場合の記録              | 3原則【切迫性】【非代替性】【一時性】を満たしている                                                                            |      |
|                               | 家族へ説明し、同意を得ている                                                                                        |      |
|                               | 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録がある                                                        |      |
|                               | 廃止に向けた再検討の実施がされている                                                                                    |      |
| 3 身体的拘束等の適性化のための対策を検討する委員会の設置 | 3月に1回以上開催している                                                                                         |      |
|                               | 結果について、従業員に周知徹底を図っている                                                                                 |      |
|                               | メンバーは幅広い職種で構成している（例：管理者、事務長、医師（精神科専門医等）、看護職員、介護職員、生活相談員等）<br>※第三者や専門家を活用することが望ましい                     |      |
|                               | 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている（責任者はケア全般の責任者であることが望ましい）                                                       |      |
|                               | 専任の担当者を決めている（※虐待防止に係る担当者と同一が望ましい）                                                                     |      |
|                               | 他の委員会と独立して設置・運営している<br>（事故防止委員会及び感染症対策委員会については、一体的に設置・運営することも可）<br>（地域密着型サービスは運営推進会議と一体的に設置・運営することも可） |      |
|                               |                                                                                                       |      |
| 4 身体的拘束等の適正化のための指針の整備         | 指針が整備されている                                                                                            |      |
|                               | 指針に盛り込むべき項目                                                                                           |      |
|                               | 施設における身体的拘束等の適性化に関する基本的考え方                                                                            |      |
|                               | 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項                                                                          |      |
|                               | 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針                                                                            |      |
|                               | 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針                                                                       |      |
|                               | 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針                                                                                  |      |
|                               | 入所（居）者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針                                                                            |      |
|                               | その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針                                                                           |      |
| 5 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施  | 指針に基づいた研修プログラムを作成している                                                                                 |      |
|                               | 年2回以上実施（予定）している                                                                                       |      |
|                               | 新規採用時に実施している                                                                                          |      |
|                               | 実施内容の記録がある                                                                                            |      |